

～ 阪神淡路大震災 30 年、能登半島 1 年から何を学ぶのか～

関東大震災メモリアルシンポジウム

災害と法制度 —法の役割と新たな視点から考え直す—



1995.1.17 阪神・淡路大震災



2011.3.11 東日本大震災 福島原発



2024.1.1 能登半島地震

1995年の阪神淡路大震災以降、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、そして今年1月の能登半島地震と震度7の地震が発生。その間にもM7規模の地震が全国で毎年2回程度発生し、それぞれに深刻な被害をもたらしています。

一方、これに対応する政治の世界では、国民の要求を背景に一定の前進は見られましたが、2024年頭に発生した能登半島地震であらためて示された公的責任の放棄、事実上の棄民政策ともいえる対応、とりわけ、自己責任の徹底など、この30年間の防災歴史の歩みは何だったろうかと思わざるを得ない状況がつづいています。



- 講演 - 下山 憲治

早稲田大学法学学術院 教授

専門分野/環境法・行政法 研究テーマ/環境リスク管理法の研究、災害対策法研究、国家補償法研究

著書: リスク行政の法的構造、シリーズ防災を考える4 防災の法と仕組み (共著)、福島原発事故賠償の研究、気候変動に対する環境法及びエネルギー (共著)

災害の歴史は、人類の歴史の中で重要な位置を占めている。大火、火山噴火、干ばつ、地震や津波などは、個々の生命や財産のみではなく、その被害が一時期に集積されることによって、広狭さまざまな範囲の社会秩序を機能不全に至らせ、また破壊することもある。かつて自然災害は、天災 (an act of god) であって、運命として受け入れなければならない現象であった。現在では、自然現象そのものを人間が制御することは困難であるが、(略)被害の軽減・予防可能性は高くなっている。

(「シリーズ防災を考える4 防災の法と仕組み」から)

日時: 1月23日(木) 開場: 18:00 開会: 18:30

どなたでも参加できます

会場: 東京労働会館7階ラパスホール

ONLINE 視聴
<https://us02web.zoom.us/j/83298033660?pwd=bjmaNy6w757T0SZGIAP0g4z4I0Lszh.1>
ID: 832 9803 3660 PASSCORD: bousai

参加費: 1000円

最寄り駅: JR大塚駅/地下鉄
新大塚駅/都電大塚駅前

主催 革新都政をつくる会

〒170-0005 豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館5階
tel 03-5978-4031 fax 03-5978-5052 e-mail: info@kakushintosei.org

主催 東京災対連

〒170-0005 豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館4階 東京自治労連内
tel 03-5940-7951 fax 03-5940-7957

<後援> 東京民報社

